

法務省民二第 287 号

平成 27 年 5 月 20 日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局総務課長  
法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

空家等対策に関する法務局の対応について（通知）

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号）が平成 26 年 11 月 27 日に公布され、本年 5 月 26 日に完全施行されます（空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 50 号））。また、同法第 5 条により、国土交通大臣及び総務大臣が定めるものとされている「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本指針」という。）が本年 2 月 26 日に告示されています。

同法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下、単に「協議会」という。）を組織することができ（第 7 条第 1 項）、その協議会は、法務、不動産等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成するものとされています（同条第 2 項）。

また、基本指針の一の 3 (3)においては、市町村長が空家等の所有者等に関する情報を把握する手段として、法務局が保有する当該空家等の不動産登記簿情報を利用することが考えられること等が、2 (3)においては、市町村は空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制を整備すること等が、それぞれ記載

されています。

このように市町村による空家等対策の実施に関しては、法務局は国の機関として密接な連携が求められており、法務局による市町村に対する適切な協力が必要不可欠であると考えられます。

については、空家等対策に関し、法務局として適切に対応するため、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下職員に周知方お取り計らい願います。

## 記

### 1 市町村への不動産登記情報及び地図情報の提供について

空家等対策に関して、市町村から、登記事項証明書、登記事項要約書若しくは地図・図面の写しの交付の請求又はその相談があった場合には、市町村に対し、不動産登記情報（情報内容は登記事項要約書の記載事項と同じ。）及び地図情報については、電子データにより提供することができることを説明すること。

### 2 市町村からの相談対応窓口の設置について

空家等対策に関しては、市町村から、不動産登記情報に関する照会、未登記建物についての相談、空家等の敷地の筆界に関する相談等が想定されることから、総務課、不動産登記部門又は登記部門等に相談対応窓口を設置すること。

### 3 市町村の協議会への協力について

市町村から、職員に対する協議会の構成員への就任依頼又は当該協議会への運営についての協力要請があった場合には、積極的に対応すること。